

令和8年度 高浜市児童クラブ入会基準点数表

項目	目	点 数
【就労】		
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後2時に達しない		1
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後2時から午後2時29分		3
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後2時30分から午後2時59分		4
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後3時から午後3時29分		6
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後3時30分から午後3時59分		8
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後4時から午後4時29分		10
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後4時30分から午後4時59分		15
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後5時から午後5時29分		17
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後5時30分から午後5時59分		18
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後6時から午後6時29分の児童		19
勤務終了後、児童クラブまでの所要時間が午後6時30分以降の児童		20
【出産】		
出産予定日2か月前の月初日から出産（流産）日の2か月後の月末日まで		20
【疾病・障がい】		
入院・常時臥床		20
通院	週2日以上で保育ができない疾病	7
	週2日未満で保育ができない疾病	5
精神疾患	精神疾患で保育ができない疾病	10
手帳等交付	身体障害者手帳2級以上の交付	10
	身体障害者手帳3級以下の交付	7
	療育手帳の交付	10
	精神障害保健福祉手帳の交付	10
	精神障害者医療受給	10
【看護・看護】		
看護・介護	入院看護・介護　日中4時間以上　月15日以上看護・介護	7
	自宅看護・介護　日中4時間以上　月15日以上看護・介護	7
【災害等】		
災害等でその復旧にあたっている		20

○入会基準については、父母若しくは70歳未満の祖父母のうち低い方を基準として指数を決定する。ただし、単身赴任等でお迎えが不可能な者は採点対象としない。

○夜勤等不規則な勤務者については、勤務時間、就寝時間を考慮し、生活時間に送迎できるかどうかを判断し、送迎不可能であれば、他の者で送迎可能な者で採点する。就労証明等提出者すべてが、夜勤等の不規則な勤務である場合は、随時、家族内でシフトが送迎可能な者が送迎することとなる。その場合は、送迎可能時間が遅いもので採点する。

※勤務終了後、児童クラブまでの所要時間とは、就労証明書の平日の勤務就労時間に児童クラブ入会用保護者及びお迎えにみえる方の勤務時間又は所在地から児童クラブまでの所要時間報告書に記載された所要時間を加味した時間とする。

※出産及び疾病・障がいを要件として入会を希望する場合は、その旨を証する書類又は写しを提出してください。

[調整基準]

ひとり親世帯	母子家庭及び父子家庭	※1	5
就労要件	一か月の就労日数が15日未満の場合		-5

※1 児童扶養手当（遺児手当）を受給していない人は離婚届受理証明書または戸籍謄本等の写しを、離婚調停中の人は家庭裁判所から交付される事件係属証明書を添付してください

[学年による調整基準]

・小学校1年生		20
・小学校2年生		19
・小学校3年生		18
・小学校4年生		12
・小学校5年生		8
・小学校6年生		5